



# インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート

令和5年分の申告用  
(個人事業者用)

## 2割特例とは？

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる特例です。(令和5年分(登録日~12月)から令和8年分の申告まで適用可能です。)

### START

令和5年末までにインボイス発行事業者の登録を受けている。

NO

**2割特例を適用することはできません**

※免税事業者の方は消費税の申告義務はありません。

YES

### 届出状況

「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことにより、令和5年9月30日以前から課税事業者となっていない。

YES

### 基準となる売上げの状況

次の金額がいずれも1,000万円以下  
・ 基準期間(令和3年分)の課税売上高  
・ 特定期間(令和4年1月から6月)の課税売上高※  
※ 課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます

YES

### そのほかの要件

・ 「消費税課税期間特例選択届出書」の提出により課税期間を短縮していない。  
・ そのほか、相続、高額な資産を仕入れた場合など2割特例を適用できない場合※に該当しない。

※ 具体的にはインボイスQA問115《2割特例の適用ができない課税期間①》をご参照ください

NO

NO

**2割特例を適用することはできません**

- ・ 一般課税による申告(インボイスの保存が必要)。
- ・ 簡易課税による申告(簡易課税制度選択届出書の提出が必要※。仕入に係る消費税額について実額計算不要)。

※ 免税事業者の方が令和5年中にインボイス発行事業者の登録を受けた場合、令和5年中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することで、簡易課税による申告が可能となります。

NO

YES

**2割特例を適用可能**

事前に届出等の必要なく、申告書に「○」をつけるだけ。仕入に係る消費税額について実額計算不要。